

第六十五回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第七号

昭和四十六年三月二十六日(金曜日)

午前十時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 米田 正文君

理事 源田 実君

長谷川 仁君

松井 誠君

渋谷 邦彦君

稲嶺 一郎君

河口 陽一君

大松 博文君

増田 盛君

喜屋武眞榮君

山中 貞則君

岡部 秀一君

岡田 純夫君

田辺 博通君

小倉 満君

棚町 祥吉君

沖繩・北方対策

庁長官

沖繩・北方対策

庁総務部長

沖繩・北方対策

庁調整部長

常任委員会専門

員

沖繩・北方対策

庁調整部参事官

棚町 祥吉君

小倉 満君

田辺 博通君

岡田 純夫君

岡部 秀一君

喜屋武眞榮君

大松 博文君

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員(米田正文君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。
○國務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりまして「沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案」について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

ための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」の一部を改正することといたしまして、これが本法律案を提案した理由であります。
○委員(岡部秀一君) ただいま総務長官から提案理由の説明がありましたように、この法律案は、琉球政府及び沖繩の市町村の公共施設の整備等に寄与するため、琉球政府が、琉球政府の一般会計または沖繩の市町村に、琉球政府の一般会計または沖繩の市町村に、琉球政府または沖繩の市町村が経営する企業の施設の建設に必要な資

金、琉球政府または沖繩の市町村が設置する公共施設または公用施設の建設に必要な資金及び琉球政府の支給する公務員にかかる退職手当に必要な資金を貸し付けることができるように、本土の財政投融資資金を琉球政府に貸し付ける道を開こうとするものであります。
○委員(米田正文君) 引き続き補足説明を聴取いたします。
○委員(岡部秀一君) ただいま総務長官から提案理由の説明がありましたように、この法律案は、琉球政府及び沖繩の市町村の公共施設の整備等に寄与するため、琉球政府が、琉球政府の一般会計または沖繩の市町村に、琉球政府または沖繩の市町村が経営する企業の施設の建設に必要な資

なお、この法律案は、琉球政府の会計年度に合せて昭和四十六年七月一日より施行することにいたしております。

以上簡単でございますが、この法律案の内容を補足して御説明申し上げた次第であります。

○委員長(米田正文君) 以上で政府側の説明は終了。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(米田正文君) 次に、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題といたします。

山中総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

山中総務長官 対策要綱について説明をされるようにという事前の御連絡をいたしておりましたけれども、昨日の衆議院のほうでも突然の御要望がございましたが、お手元に配ってございます第二次要綱、これについて口頭で私のほうで補足しながら説明をいたしますので、その形式でお許しを願いたいと思います。

沖繩復帰対策要綱でございますが、第二次に關しまして、まず第一に「沖繩県および市町村」という問題に關しては、知事並びに県の議会の議員につきまして復帰時において琉球政府の主席にある者、これを本土各県の知事とみなす。立法院の議員につきましても原議會議員とみなすという措置をとるものであります。現地の御要望とおりでございます。「市町村」については、これはもう問題はございませぬ、奄美大島の例等もございませぬから。あと、「イ」についてはそれぞれを定めたものでございまして、何も問題はございませぬ。「ウ」のところ、「復帰後一定期間、合併市町村に対し従前の特例の趣旨を尊重して所要の措置を講ずる」、これは沖繩においては、本土の市町

村合併促進法に比べて全般的に本土のほうの手厚でございますが、沖繩独特のものとして、たとえば合併した市町村、新しい市もしくは町に對して琉球政府から補助ができるようになっております。いわゆる補助金の制度というのは本土にはございませぬ。実際の支出がなされておるかどうかが点について疑問の点がございましておるかどうかが律はそうなっておりますので、沖繩側の進捗も必要が沖繩においては、有人離島の数あるいは市町村の数、さらに国民健康保険実施にあつての現在の市町村の区割り、数等についてたぶん問題のあるところであり、本土の合併は一応もう終つたという感じがいたしますが、引き続き沖繩において、琉球政府の特例をさらに上乗せをして一定期間に市町村合併を促進しようというものでございまして、この機構のところを当然入つていなければなりません。本土に復帰した場合に本土の政府側における機構をつくるかつからなつか。ほかの県と同じように、それぞれの各省とつながら、沖繩側の向こうから申しますれば、文句をつける相手という相手がやはり必要であるし、こちらから申し上げれば、責任を持って沖繩の新生第一歩をまとめて、予算も、たとえば復帰時の第一年度の予算であろうと仮定される四十八年度の予算の総額は幾らになりますかということ、本土の予算が決定したとき、財投まで含めて、たとえはことし六百億二千万円というふう

に明らかになりましたけれども、こういう措置をとることが、本土政府が予算の面においてどれだけ沖繩の新しい第一歩に支援をしようとしておるかというものを具体的に示すものとして、どうして一本化された行政機構が、たとえば仮称沖繩開発庁と、いふやうなものが必要となると思っておりますが、しかし、現地側においてやはり県政の自主性、地方自治の独立性に對する中央権力の圧迫になりはしないか等の懸念等が存在いたしますので、いまだ話の調整がございまして、

この点を総合出先機関も含めてこの際は落しておるわけでございまして。後ほど御質問等がございすれば、三次に關する問題についていろいろと答へを申し上げてなお説明をいたしたいと存じます。

次に、「琉球政府の關係機関」でございますが、琉球電話公社についてはこれは問題がございませぬ。ただ向こうは一本でございまして、それぞれ日本電信電話公社、国際電信電話株式会社というものがその事務を行なう職員を引き継ぎ、受け入れ、という表現になっております。電電公社と国際電信電話株式会社の違いでございまして、実体は変わりませぬ。

「琉球土地住宅公社」というものが存在いたしておりますが、これは公社の形で存在するよりも、やはり本土の地方住宅供給公社という形に切りかえていったほうがすらすらとしてよろしいというところで、これも意見が一致いたしております。

「沖繩下水道公社」、これは本土において流域下水道という、市町村固有の下水道業務を越えて行なうという道が開かれましたので、沖繩の体制から考えて県営の下水道にすることが最も好ましいと考へて合意したものでございまして。

「沖繩放送協会」については、いわゆるOHKでございますが、ちょっと文章にニュアンスの違いがございまして、「復帰により沖繩の放送法が失効するのに伴い」、あとはNHKが業務を引き継ぎ、あるいは職員を引き継ぐ、こういうことになって受け入れられることになっておるわけでありまして、これはやはりNHKというものは公共放送でありまして、それゆゑに独立性、自主性というものを堅持いたしておるわけで、これは義務的に引き継いだという表現は困るという主張がございまして。したがって、これはことばだけの問題ですけれども、沖繩の放送法が失効する、したがってOHKというものは一べん消える、しかし、それは形だけのことでございまして、その形においてNHKが公共放送として引き継いでいくというところでありますから、実体は変わらないわけでございまして。

「沖繩観光開発事業団」、これは県でやるよりも法人組織がよろしいのではないかとすることに意見が一致いたしております。事実、事業内容から考へて復帰後はその方向がよろうと思つておるわけでありませぬ。

「新全総および新経済社会発展計画の改訂等」、これの中で沖繩の地位について一ブロックとして扱ふ。本来、今日までの経過から考へますと、沖繩は復帰後は九州ブロックという感じで作業をいたしてまいつたのでありますが、私がたびたび申し上げておりましたように、また、「計画の改訂等に關しては」という後段のほうに「わが国土に沖繩地域が加はるることによりもたらされる価値を明確にする」、すなわち、付価値の大ききというものを新全総の中ではつきり位置づけよう。さらに、それは「わが国の最南端に位置する亜熱帯地域の特性を生かして、産業の開発、環境条件の整備保全および交通通信体系の確立を図ることにより、沖繩地域の発展と豊かな社会の建設をめざす」んだということ、一ブロックとしての取り扱いの扱い方というものを明確にしたつもりでございます。

次に、「沖繩振興開発公庫」、これは現地においても、さらに本土の各省、各金融機関についても相当な議論をいたしてまいりましたが、最終的に、沖繩のためにこのやうな方法が最善であるというところで沖繩振興開発公庫をつくることになりました。一応「仮称」としてございまして、これは法律の段階まで仮称だという意味でございまして。これは、日本開発銀行から始まって住宅金融公庫等に至る各種政策金融機関を一本でたばねて沖繩でそれぞれの業務を行なわせようというものであります。さらに、現在沖繩の政府という形をとっておりますために持つております大衆金融公庫から運搬船建造資金融通特別会計等、本土にない制度等もございまして、これらも業務全部を引き継いでまいります。

アイウエオのエで、それらの体制をもって出発する沖繩振興開発公庫のあり方は、沖繩の産業・経済の実情を勘案し、適切な貸し付け条件その他を定めるということ、貸し付け条件の金利あるいは償還条件等について、それぞれ、本土の開発銀行から住宅金融公庫に至る条件の中では解決し得ないような条件であっても、沖繩振興開発公庫であれば解決し得るということ、それらの事前の打ち合わせを済ませた上でこれらの表現をしたわけでございます。この制度は沖繩の未来にとって非常に大きな進展をもたらすものと確信をいたしております。

「教育・文化」のところではあまり問題はございませんが、1の「学校制度」ア、イについては、それぞれ「本土の『みなす』」という措置をとることだけでございます。

ただし、「私立大学の取扱い」で若干問題が存在しないとは言いがたありません。「私立大学については、復帰までの間に、本土の大学の水準に達することができるよう統合その他の必要な整備」をはかってもらいたいということがまず第一に望んでございます。しかし、それをやらぬ、復帰して本土のほうの新しい制度である經常費補助あたりをあてにする、悪くいえば、そういうようなことで残っていくとしてもそれはだめです、学校教育法による大学とみなさないことになりすから、したがって、卒業生、在校生は大学卒業の身分、資格を認めますけれども、新しい補充はできなくなりますがよということも言っております。非常にドラステックなものの方を言っているわけでありまして、これは前提がございまして、琉球政府の私立大学特別委員会において、両大学の統合を勧告いたしております。それに対して、一大学は拒否し、一大学は賛成の意を表明いたしましたわけでありまして、その後大浜私案等々も提案されましたが検討の最中でございますが、これはぜひとも一本になってほしいという本土側の希望であります。しかし、復帰して一本になっていなければならぬと、復讐して一本になっていなければならぬと、これは国費留学とは別に、日本育英会が沖

りますが、そのかわり、統合整備をされて一本になられても、なお沖繩の私立大学は本土の学校教育法による大学設置基準にはおそらく達しないと思っております。しかし、その場合は、達しなくとも、沖繩における唯一の私立大学校として特例でそれを認めていくということを含みましては、あまたのわけでありまして、ある意味においては、あまたの措置をとるにはこのような苦しみ、手段を通り抜けてきてくださいということをお願いしているものでございます。私立学校は、琉球大学を国立に移すのと違っており、それぞれ私立学校の経営者がおられまして、経営者の人たちの間には賛成もあり反対もあり、教授会のまた意見も分かれております。しかし問題は、沖繩で引き続き私立大学の存在することの必要性、そしてだれのためにこの議論がなされるのか、すなわち、私立大学の学生たちの将来のためあるべき姿ということを考へるべく、この問題はぜひともこの方向で進んでほしい、琉球政府、立法院等もこのことを希望しておられることをつけ加えておきます。

「教職員の特別研修」については、復帰いたしました本土と本土派遣というは少しおかしな感じがしますが、しかし、教職員のレベルアップというのは緊急の必要なことでございますので、一定期間——大体こちらから「一定期間」というのは五年くらいという意味でありますから——いままでもおりましたししょうということもございまして。

「宗教法人制度」学校安全会」等は、それぞれ一定の期間内に規則の承認を受ける等の条件はあるにしても、本土と同じようにしたいということもございまして。

「琉球育英会」については、第一次で国費留学生については触れてありますが、これはその母体である育英会というものについてそのまま民法法人として存続してください。なおさらに、琉球大学等に入学する沖繩県内子弟等においてもやはり奨学資金貸与等の制度が及ばなければなりませんので、これは国費留学とは別に、日本育英会が沖繩に同会の支部を設置することによってその業務を行なうということ、別段これが琉球育英会と対立するものとはならないわけでございます。

「私立学校振興会」、これはやはり存続するわけでございます。

「厚生・労働」、「福祉事務所」、これは本土法でいえば、必置しなければならぬ市等について、沖繩の状態ではまだそこまで一挙にできないという場合は、その事務を当分県でやってくださいというように特例で申し上げておられるわけでございます。

「結核および精神病に係る公費負担」については、本土の制度では通院あるいは自発入院等について沖繩よりも手薄なることになりまして、このところについて、沖繩の特例をなお存続しようという精神を貫いておられるわけですが、この問題で将来検討課題としてできれば第三次要綱等に具体化したいと考えておりますのは、いままでの委員各位との御議論でも申し上げてまいりました。沖繩の精神病、結核の異常な比率の高さ、あるいは精神病院、結核患者の収容ベッド数等の極端な不足、こういうものから考えまして、復帰後琉球大学の保健学部の附属病院としていま整備されつつありますが、国立の病院というものが事実上存在しない地域になるおそれがございます。そこで琉球政府側も、現在の南援でやっております精神病院等を国立にしてほしいという希望等もあるわけですが、それらのことも勘案しながら、この結核、精神病の病人を対象の中心とする国立病院の設立が必要ではなからうかと考えておられるわけでございます。単なる財源措置だけでは済まない問題であらうということもいま考えておりますが、これから厚生、大蔵等とよく相談をいたしてみたいと考えておられるわけでございます。

「医療機関」についてはもう御承知でございます。すから、本土のほうは十九人までとなっておりまして診療所というものを、沖繩では沖繩法によって二十九人までを診療所とみなしております。した

が、五年間ぐらいはいいままでとおりやっています。本土では二十人以上は病院と認めます。診療所における患者の収容時間というものも、二十人から二十九人までの規模の病院において本土の同じ診療所の入院期間というものを規制されることになりまして、これもやはりその規模について従前の例を認めれば収容時間等も沖繩の特例から見てもこれを同じように特例として認めるべきではなからうかと考えております。

「労働者災害補償保険」、これ等も本土のほうで順調に引き継いでいって、「復帰前に生じた業務上の事故にかかる復帰後に支給すべき諸補償給付等」の問題が、少し具体的に書いておかないといけませんので、そういう場合には、特別の場合でない限りは本土の労災保険が引き継ぎます、こういうことを申し上げておられるわけでございます。

「失業保険」、これも大体そのまま引き継いでまいります。沖繩の失業保険の、給付保険法も含めて、順調に、これが計算方法その他も本土並みになれるようにしたいと考えてます。

「外国人季節労働者」、これは沖繩の基幹産業、農業の基幹作物であるパイナップル及び甘藷というものの収穫期に台湾から大量に季節労働者が入っておりますことは御承知のとおりでございます。本土の出入国管理令ではちょっとこういうものは認められないし、労働省といたしましても、万博等の外国人労働者等の議論の経緯もありまして、そう簡単に認められないという立場でございます。したがって、しかし、台湾人労働者の御加勢を得ない場合に、沖繩の、ことに離島のキビ作並びにパイナップル農家は一挙に生産手段を失ってしまうという事態を了解してもらいまして、一定期間は外国人労働者の季節的な労働者としての受け入れができるような特例を講ずるわけでございます。法務省のほうも了解してもらいます。

次に「産業・経済」に移りますが、「含むつ糖対策」については、これはいままでずいぶん議論を

いたしてまいりました。しかしながら、本土の糖
 価安定法そのものに入れるということは非常に困
 難である。しかし、現在沖繩では、原料価格の公
 示、あるいはそれによって経営者である事業者が
 受ける損害について最低限の支出を琉球政府が
 たして補助をいたしておりますので、さしあたり
 はこの制度を継続していかうとすること、当分
 の間はこういふ措置を講じようとするわけであり
 ますが、ここで「当分の間」という表現が出てお
 りますが、「一定期間」よりも長いという感じの
 「当分の間」でございます。

「農業協同組合および水産業協同組合」、これは
 本土のものとなす措置でございますが、農林漁
 業職員共済に対する問題は、他の国家公務員、地
 方公務員共済の関係等が、掛け金期間、勤続期
 間、給付の金額等についてまだ話し合いがついて
 おりませんので、一連のものとしてたいしてこの
 ほうは問題がないと思っておりますが、第三次に落し
 てございませぬ。

次に「国有林野」については、明治四十二年の
 勅令で沖繩県に貸し付けた国有林野は、貸し付け
 期間がまだ残っておりますので、その期間の間は
 従前と同じ条件で沖繩県にそのまま貸し付けて活
 用してもらおう。沖繩の森林法に基づいて貸し付け
 られてある国有林野については、原則として一定
 期間従前と同じ条件で貸し付けを継続しながら
 も、なお、西表（いりおもて）について特別な付
 け加えがありますが、これは御承知のように、大
 戦中に本島のほうから強制的に西表に入植、開拓
 を余儀なくされた方々が非常なマラリアと戦いな
 がら、国有林の、沖繩の森林法に基づく貸し付け
 を受けて、今日もなお自分たちの収穫物は自分に
 帰するといえども、その土地というものは愛着
 も込めて自分のものでない。したがって、担保そ
 の他の措置も講ぜられない。したがって、だんだ
 ん離村していく人がふえるというふうな事情もこ
 ざいまして、この際、念のために「国有林野事業
 に著しく支障を生じない限り」とは書いてござい
 ますが、支障を生ずるようなところはないと思

ますので、西表のそういう強制開拓者、入植者等
 については、時価と申しまして現地の価格は知
 れたものでありますから、格安ということござい
 ます。譲り渡す措置を講ずるといふことござい
 まして、非常に現地で歓迎をされておると思いま
 す。

「部分林契約」についても同じく承継をいたしま
 す。

「漁業」について。漁業法と同じく沖繩にもそ
 のまま適用いたしますが、沖繩県というもののあ
 り方が、将来漁場の中に沖繩があるということに
 ついて、特別に沖繩に対して許可漁業、指定漁業
 等の認可隻数、許可隻数、こういふものについて
 配慮をいたしまして、本土法の及ばない——すな
 わち本土法ではカツオ、マグロ等において単純な
 ワクの増加は認められませんが、新しい申請も受
 け付けたい。あるいはスクラップ・アンド・ビル
 ドでなければだめであるというきびしい条件で資
 源保護をはかっているわけでありますが、琉球政
 府では琉球政府自体の判断で、本土の各県であ
 るならばとも考えられない相当な隻数の公示を
 しておられるわけでありませぬから、その公示され
 た隻数については、本土のいろいろな関係県、漁
 業県、もしくは関係漁業団体から、少し行き過ぎ
 であるという抗議もありましたけれども、沖繩の
 未来を考えた場合に、やはりここで、琉球政府の
 公示した隻数については本土のほうでそれを認め
 てあげることにはいたらないではないかというこ
 とで、水産庁に努力をしてもらったのでございま
 す。

「漁船保険制度」も琉球漁船保険組合を本土の
 法令に基づく漁船保険組合とみなして引き継ぎま
 すというものであります。

次に「自由貿易地域」これについては、いわ
 ゆるフリーゾーンでございます。ずいぶん議論
 がございまして、賛否両論、あるいは必要がな
 い、そういうような意見等もございましたけれど
 も、やはり先ほどの、沖繩県を新全総の一プロッ
 クとして位置づけるために、そうして一番南の地

域にある——最南端の沖繩の立地条件というもの
 を生かすために、どうしても沖繩に自由貿易地域
 を設定しなければならぬ。現在ある自由貿易地域
 程度のちやちやなものではだめだということ、一
 歩前進して、相当な土地を獲得もしくは埋め立て
 等をいたしまして、外資、本土資本あるいは現場
 沖繩県内の資本を問わず、そこで、税制上のあら
 ゆる特典を与えて、全体を保税地域的に扱って自
 由貿易地域をつくっていく。日本においては初
 めての試みであります。よくよく意見をまとめ
 ることができました。

「伝統工芸産業の振興」これは小さなことによ
 りであります。沖繩における伝統工芸品は長い
 歴史の上に立って築き上げられたものであり、将
 来これを育成することによって本土市場の相当な
 資金獲得と申しますか、シェア拡大ができるとい
 う希望のあるものでございまして、現在は細々と
 やっておる感じがしてございませぬので、ここで伝
 統工芸品の紅型、織物、陶器、漆器等、これらの
 ものについて近代化、組織化、あるいはデザイン
 の今日で求められているものに対する適応のしか
 た等、あらゆる問題について科学的にも技術的に
 も研究をする。琉球工業研究指導所というものを
 県立の工業指導所的なものにして、これに対して
 資金を国が大幅に援助をしていく。国立にするの
 にはちょっと本土各県でもそれぞれ地域の工業試
 験所を持っておりまして、やはり地域に即した措
 置をとるのがよろしゅうございませぬから、資金面
 さえめんどうを見れば県立のほうの方がよりよしい
 ということは琉球側も認めて承認、合意したこ
 ろでございませぬ。

「工業所有権制度」これはもうほとんど問題は
 ございませぬ。商標等についても一部本土等で似
 たようなものを使われて困るといふ話もありまし
 たけれども、沖繩は幸か不幸か離島でございませ
 んので、そういう意味で、大体問題なく移しかえら
 れるでございませぬ。

「琉球銀行の株式」については、明確に復帰前
 に地元住民に対し処分されるよう措置するものと

して、これは沖繩県民以外の者がこの株式を取得
 しないということをおっしゃいます。アメリカの
 銀行資本も含めて、この五十分の取得に乗り出
 してはならないということをおっしゃるわけであ
 りまして、これを取得する者は琉球の地元住民で
 あるということをおっしゃりました。あとは、こ
 の株式の評価の問題が残りまして、これは対折衝
 の問題でございます。このような措
 置によって、沖繩に明確な沖繩県民の金による沖
 繩県民の地方銀行が誕生するものと考えます。
 もっとも、沖繩銀行もあるわけでございますが
 ら、地方銀行二つ、できれば一つにしてほしいで
 すけれども、この五十分の問題についてはそのよ
 うなつもりで処置したつもりでございます。

「証券会社」も、沖繩で証券会社はたして成
 り立っていくかどうかということもありませんが、
 まあ経過的に、本土の許可制ということでは無理
 であろうということ登録制で認めていこうとい
 うことでございます。

だいぶ時間がたちましたので急ぎますが、「運
 輸・通信」の「港海の管理運営」このところは
 は、なるべく港の格づけをして、それから沖繩の
 重要中核港湾である那覇商港、泊港、那覇新港、
 こういふものをできれば那覇市、できれば沖繩県
 というもので一体的に管理してもらえないだろう
 かということでございます。これはしかし、まだ
 那覇市と沖繩琉球政府との間で意見が一致いたし
 ておりませぬ。しかし、この方向で努力しよう
 ということで意見が一致しておるわけございま
 す。

「空港の整備」は、那覇空港については、民間
 航空路に占める重要性というものを考慮して、ア
 メリカが建設予定の金を出さなくなりましたの
 で、本土政府が肩がわりして、そしてそれにふさわ
 しいりっぱな空港整備を本土政府がやりますとい
 うことを言っているものでございませぬ。離島空港
 についても、今日の実情からその整備促進をは
 かっていく。

「琉球銀行の株式」については、明確に復帰前
 に地元住民に対し処分されるよう措置するものと

「海運業」については、現在の沖繩の運賃同盟というものをそのままの間に一定期間認めようというのでございます。そして近代化等をやるというのであります。これは本土の国内のほうにおいて反対意見がございまして、沖繩が本土に返ってきた場合に、本土の船が沖繩県民のサービスに入っていくのがなぞ悪い、同じ国内じゃないかという強い反対意見がございましたけれども、現在の施政権下において置かれておる、一部本土の業者も入った運賃同盟を解除いたしますと、沖繩の離島航路も含めた意味で、次のアもイも含めた意味であります。ことにアの場合において、本土の強力な資本、船会社資本が行った場合に沖繩の既存船会社というものが窮地に立つのではないかと、五年間ぐらいの間に体制の整備をはかる間、本土のほうの乗り入れはがまんしなさいということの意味しております。

「辺地、離島バス運行の確保」については、これは特別に、沖繩においては、辺地、離島バスが必要などでありまして、実情に沿うようなそういうバスの運行確保等について本土の制度を十分活用していきたいということでありまして、

「車検制度」は、当初、本土に返ると全部国営車検になるので自分たちは廃業しなければならぬ、補償金をよこせという御議論がございまして、なおいまでも補償をよこせと言う人はおられますが、本土のほうで昨年の法改正によって民間車検というものが委託で認められるようになりましたので、現在沖繩で営業しておられる方は、その制度を利用して全部指定検査人になってほしい。なつてくださったればよろしいのではないでしようか。しかし、国営による検査を必要とするものについては、若干、二行ほど書いてございまして、これは沖繩県の左側通行、右側通行などの違いにより、本土からシャシーを送りまして、向こうで入り口を違えた、おおいをかけると申しますか、そういう、どつちかといえは組み立てを一部やっておりますので、この部分だけは構造、その他の安全性をどうしても国営で検査する必要があります。

とすること、これは沖繩の既存の自動車の検査業務を行なっておる人たちが圧迫するような分野ではなく、わずかな分野でございまして。「公共放送の実施」については、可及的すみやかに本土並みにしよ、受信料はしかし、朝「今晚は」という放送を見せられる地域等もございまして、これはやはりサービスの実態に応じて特例措置を考へなければならぬ、こういうふうになっておるわけでございます。

「司法・法務」。「民法、商法または有限会社法に基づく法人」、これはほとんど「みなす」わけの問題はございませぬ。「会社の発行する株式等」、これもドルと五百円との問題がございまして、これもそれを問題なく処理しようということでございます。

「登記」についても、大体、所有者不明土地登記及び市町村非細分土地登記というものは、これはまた別な問題があるもので除きますが、登記は向こうの登記をそのまま認める。

「戸籍」についても同じであります。「供託」、「司法書士会および土地建物調査士会」、「免許資格」の1及び2の「水先人」、それから「公証人および司法書士」、「海事代理人」、「特級ボイラ技士」、「受胎調節実地指導員」、「行政書士」はそれぞれ本土の資格とみなす、もしくは若千の講習その他も含めながらそれがまた仕事ができるようにしたいということでありまして、なお、「獣医師」、「製菓衛生師」、「消防設備士」等も同じでございます。最後に、「在外外国人の在留資格」、これについては法務省、外務省等と、いろいろ本土における朝鮮、中華民國等の問題とから問題になるのではないかと、沖繩に住んでおる人たちについて現在認められていると同様の法的地位を維持できるように好意的に配慮することについては、議論がございましたけれども、沖繩は遠く南の離島で、本土のほうとそう問題が混濁しないであらうというので、こういう特例をつけ加えることにいたしました。

「なお、平和条約の規定により日本の国籍を離脱した者で、昭和二十年九月二日」——ミズリ号での調印の日——「以前から復帰の日まで引き続き沖繩に在留するもの（復帰の日までに出生したこれらの者の子を含む）」に対しては、特段の事情——犯罪歴その他の事情——がない限り、永住を許可できるように希望するならばいたしますということ、好意的な配慮を貫いておるわけでございます。

以上で概略の御説明を終わります。
○委員長（米田正文君） ただいまの山中総務長官の説明も含め、これより本調査の質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。
○松井誠君 いま長官から報告がございました「復帰対策要綱」について、二、三お尋ねいたしましたと思ひます。

第一点は、「沖繩振興開発公庫」、これはおそろしく今度の要綱のいわば目玉だと思ひます。おそろしくは政府としても開発庁構想というものと裏腹の関係であるいは構想されたんじゃないかと思ひますが、開発庁のほうは足踏みをしておると、そういうことでちょっと跛行的な感じがなると、そういうのですけれども、しかし、これはたいていは本土にある北東開発公庫のような地域開発だけの問題ではなくて、これを見ますと、いろいろ庶民金融の機関も一緒になっておる。これは非常にその意味では画期的な制度だと思ひますが、どの程度まで構想を具体化されておるか、大体どの程度の規模のものにする予定か、どの程度の出資にするのか、その辺のことは大体見当はもうおつきになっておりますか。

○國務大臣（山中貞則君） これはその最初出資する年の金額も大切でございますが、年々の資金のあり方について、沖繩に特別の資金を確保していただきたいというねらいでございます。これは開発庁構想とは全然関係はありませぬ。ということ、たとえば中央にそういう機関がなくとも、あるいは出先総合機関がなくとも、せめて開発あるいは生活向上のための融資の面だけは、たとえは奄美

大島振興開発基金というものがございまして。当初は奄美「復興基金」、現在「振興基金」だと思ひますが、やはり地域金融機関として特殊な金融をしてあげなければ、沖繩の場合には浮揚力というものがどうしてもつかないだろうということ、つくったわけでありまして、これはそれぞれが開発銀行から国民金融公庫に至る各種政策機関というものの資金の量も、あるいは融資の条件も沖繩に対して優先充當していきたい。なお、まだ外交折衝の段階で明確になっておりませんが、沖繩開発金融公庫——開金です、民政府所管の開金の現状も、復帰後は大蔵と話しなければなりません、本土政府がどのような引き継ぎ方をして、これに対して全額復興開発公庫の原資として活用していきたい。沖繩県民のためにのみ使われるものとして生かしていきたいという構想も持っておりますのでございます。

○松井誠君 毎年出資をしていくということですが、その大体の規模の見当はおつきになりますか。

○國務大臣（山中貞則君） これは要綱全体についてもそうですが、一次、二次、そして三次をおそろしくつくる。やはり先ほど申しましたが、これらを踏まえて相当な技術的な問題の立法作業に入ります。そういうときに、予算編成も背景に持ちながらその金額その他は想定してまいらなければなりませんので、あるいは年次計画等も必要になるかと考えます。したがって、いまのところは法案づくりと並行をしてそういう方向を明らかにするように努力をしていきたいという段階でございます。

○松井誠君 問題はその規模にあるわけですが、それが具体化しないという、どうも一体どの程度の力を沖繩の開発振興に持つのかかわりませんけれども、長官の構想としておよそこれという、そういうビジョンはないんですか。

○國務大臣（山中貞則君） 最近私も発言がだいぶ慎重になりました、いまのところまだその構想の金額を申し上げるところまでまいっておりませぬ。

○松井誠君 まあ、いまの段階ではいたしかたございせんけれども、これからあつたいろいろな論議をしていくのに必要な資料として、本土のいろいろな金融機関の条件、それから現地のここに書いてあるような金融機関の条件、貸し付けの条件ですね、そういうものをひとつ資料として次回までに御提出をいただいで、具体的なその貸し付け条件なんかもちろんきまっておりますけれども、そういうことについての論議をする必要がありまので、ぜひともそれをひとつお願いをしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) よろしゅうございませぬ。

○松井誠君 それから「自由貿易地域」の問題であります、いまお話を伺いますと、ここに入ってくるのはたとえ本土の資本でも現地の資本でもいいというお話でした。そうしますと、普通「自由貿易地域」といわれるものとはずいぶん性格が変わったものになる。これは関税の必要のあるそういう場合に「自由貿易」ということばが言われるわけで、そうではなくて、本土の資本なり地域の資本なりがここへも入ってくる、そしていろいろな税制上、金融上の恩典を受けるということになりますと、ちょっと聞きますと、たとえば日本の工場誘致条例のようなもので、何かそういうように、資本が、たとえ本土の資本、これが沖繩へ行くことは確かに必要で、賛成ですけれども、いわばそういうものの融資の条件として特別な条件をつけてやる、それだけではどうも、あいが悪いものだから、「自由貿易地域」という名前、外資に対するそういう特典とそこでひとつ込みにしよといひますか、外資と同じだというように、何か工場誘致条例的なものとは違うんだという弁明をするために「自由貿易地域」という中へ持つてくる、そんな感じがしたんですけれども、これはどうなんでしょう。本土の資本が入ってくる場合には、本来自由貿易地域というのは、先ほど長官から話

ありましたように、この沖繩という地域を考へてみても、それこそ中継ぎ貿易的な、そういう意味では非常に地の利を得ておるといひますか、そういうところでありませぬから、自由貿易地域というものがそういう意味で活用されるというならわかる。そうではなくて、本土資本を誘引するといふ目的にも使おうとするところ、違つたのじやないですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私の言ひ方が悪かつたのかも知れませんが、自由貿易地域—フリーゾーンとは、たとえアメリカがプエルトリコに置いておられます。また台湾の高雄の成功した例、近くは韓国において馬山(マサン)地区を檢討実施に移しつつあるようでありませぬが、そういう意味において、沖繩の立地条件に着目し、具体的にいうと、現在の安謝新港の北側の浦添地先水面の埋め立て等を考へておられますけれども、これらの埋め立て等に協力をすることによつて、市がやりますか、県がやりますか、そういうことによつて、その地域内に、これは外資も本土資本も現地資本もほとんど設立してもらつて、ついである。それに対して関税の免除からあらゆる措置をとらうということでありませぬから、大体「自由貿易地域」といふものは、その地域において無関税輸入された原材料を使って、そうして加工賃その他の付加価値、賃金を含めた付加価値といふものが地元へ落ちて、そうしてそれが再輸出をされる際にまた税金も免除されていくというようない形態が、大体の普通の概念でございますから、そういうことをやろうかといふこと、ございませぬ。

○松井誠君 わかりました。そうしますと、その税制とか、金融上の措置といふことで、先ほどの話では、税制上のあらゆる特典といふことを言われまされたけれども、これは具体的にどういふことをお考へですか。

○国務大臣(山中貞則君) 「あらゆる特典」といふてもいろいろあるのです。税でも、これは法人税といふものを免税してもいいという気持ちを持っておりますが、しかし、現在大蔵省の解釈では、法人税の免税はガットにまともなひつかかりませぬ、こういうことを言っております。一つには、現在の日本の貿易収支が非常によろしい、そうして諸外国からいろいろと国内経済について文句をつけられておるといふようなことも心配で念頭にあるのかもしれないが、アメリカの属領であるプエルトリコならば、法人税は全免をしておいてガットで問題にならないで、沖繩は属領ではありませぬから、属領との違いであるといふれば、ガットにはたしてそういう規定までしてあるかどうか疑問に思ひますけれども、振興策として必要なのであるならば、勇敢にガットに対して論争をいどむくらい姿勢を私は持つていいのではないかと思ひますが、これはしかし、私どもの所管以外の税制を所管する大蔵省といふ少しく話を詰めてまいらなければなりませんし、また、通産は通産で、つづつてみたところで、はたしてどのような企業が沖繩に立地して、そうして、私の言うような、そういう地域住民の雇用需要あるいは付加価値の地元へ落ちる貢献度、こういうものが想定できるかどうか、沖繩の人員費は必ずしも高確で成功したとく低賃金とはいひませぬ、高確でいるといふようなことから、現実の問題として、疑念的な考へ方もあります。それも当然今後計画をつづつていく場合においては、現地の意向を尊重しながらも十分私どもが詰めてみまへんと、ただ名前だけつづつて埋め立てをして、そうしてたいて役に立たなかつたといふことがあつてなりませんし、本土における低開発地域工業開発促進法、新産都市とかいふようなものとは全く異質のものとしてやろうとしておるわけでありませぬから、このフリーゾーン地域以外のものに本土の企業が進出する場合は、これはまた別な意味の援助もしなければなりませんけれども、フリーゾーンの援助とは根本的に違つたといふこと、ございませぬ、日本においていまだかつて行なつたことのない地域を新たに設定するのでありますから、対外的な税制から、関税から始つて内国税に至る一切

の問題について最大限の考慮を、特惠措置といふものをどこまでいけるか、これから検討してみたいと思ひます。

○松井誠君 「あらゆる特典」と言われまされたけれども、法人税はいまのような問題がある。そうしますと、それ以外に考へられるのは、たとえば固定資産税、これはよく工場誘致条例なんかでやるわけでございますけれども、そういうものだけではないで、たとえばその固定資産税ですね、これはどうなんですか。それからもう少しく具体的に、「あらゆる特典」といふことばの意味がよくわかるか、もう少しく詳しく。

○国務大臣(山中貞則君) たとえは高確等においては造成そのものもただで提供してあるようでありませぬ。わが国の場合にはそこまでやつてきないと思ひますけれども、そういうような提供のしかたの問題もあり、あるいは提供された土地の償還のしかたの問題もありませぬ、固定資産税さらには事業税等の地方税の免除をいたします場合、その地方税について本土のほうでこれを補てんする措置を講ずるといふようなことは、たとえは県営でやります場合には、浦添市でやります場合は浦添市に、そういう当然得べかりし収入を地元のであつても地方団体としては収入減となり、取るべかりしものを取れないといふ場合においては、国の政策によつてそれを補てんするといふことを当然していかなければならぬと思ひます。

○松井誠君 これもまた具体化してないかもしませんが、そうすると、相当広大な土地で相当大規模の地域のことを言われまされたが、たとえば企業の数にして大体どれくらいかといふようなところまでは別に具体的に考へておられないのですか。

○委員長退席、理事長長谷川仁君着席
○国務大臣(山中貞則君) これはそういう制度をつくらうとして具体化してまいりますと、その条件次第によつてはそこに行きたい、条件はどうだ

というふうないろいろなことが海外からも本土からも問ひ合わせがやはり来るようになるだろうと私は見ておきます。しかし、かといって、たとえばガルフ社が本土の石油業法あるいは本土の資本自由化五〇%以内という条件をのまないまま、どうもここ最近二、三日の状況を見ますと、ガルフ、エッソ等が琉球政府に対して、フリーゾーンとして、その地域内の操業を認めていた条件を取り払って、製品を販売できるように、そして本土市場にも売れるように、本土の石油業法あるいは資本自由化等の条件にこだわらないで事前に認可してくれという制限の取り払い申請をいたしました、それが少し動き始めておるようでありまして、これも意見の食い違ひのないようによく相談をしていかなければならぬと考えます。もし今度の外資法、石油業法等に従わないという条件で復讐の日を迎えた場合には、そのガルフ社の存在は、操業地域を考へてもフリーゾーンというところと認めざるを得ない。したがって、その場合における沖繩側の恩典は、その地域から上がってくる——そこには恩典をやるつもりはありませぬから——事業税から船のトン税、あるいは住民税その他というふうなもの、やはり引き続き地元の市町村に貢献するでありましょうし、勤労者所得というものはなおまた直接個人個人に取得されていくであらう、いろいろなケースが考へられます。しかしながら、やはりこのフリーゾーンは新しくそういう地域をつくらうというわけにございませぬから、つくったあとにその条件いかんによって企業がどういうふうに出でくるか、どんな条件ならば乗ってくるかという、相当慎重な設計を必要とするものと考えられるわけでありませぬ。

○松井誠君 ガルフのことは私も実はお尋ねしようと思つておつたのですが、長官がフリーゾーンと結びついたガルフの話というものは委員会でもやっておられたわけですね。そうしますと、自由貿易地域というの、一カ所にかたまるのでなくて何カ所もできるかもしれない。その自由貿易地域というの、いま言われたように、いろいろな

恩典も、国内的な恩典があるのとならないのと、もう、いろいろな性格の多少違つた自由貿易地域というところもあり得る、そういう構想ですね。

○国務大臣(山中貞則君) 現在すでに沖繩に自由貿易地域のあることは御承知のとおりでございます。あれではないかにも沖繩経済に貢献すると言ひたい、あちやちやなものでございませぬから、それを発展させた地域をつくらうというわけですね。しかも、現在外資で沖繩に出でまいってございませぬ、またとせばすぐフェアチャイルド等が問題になると思つたので、やはり操業をするなどは言へませぬ。琉球政府が認可をして操業を開始いたしますと、やはり地域社会に貢献をいたしますから、直接間接需要等もあるであらうございませぬ、そういう問題は、その会社の場合によつてはこれを保税工場としか認めない。あるいは地域であれば、それは限定されたフリーゾーン地域であるということになりますから、その意味ではいろいろな態様のものがあるという御指摘の意味も、そのとおりだと思います。

○松井誠君 そうしますと、そういう形で本来ならば外資法の規制を受けるべきものが受けられないということですが、一種の便法として設けるというふうな自由貿易地域もある。そうすると、それが一つの契点になつて外資法を破っていくといひますか、そういう意味で、本土とのいろいろな政策の一体化というふうなものも考へられる、そういう突破点というふうなことに利用されかねない。ガルフとかかチャイルドですか、そういうものを認めることすれば、そういうふうな危険も出てくると思つたわけですね。規模のこともあることなから、いま言つたようなそういう大企業のかけ込み外資を合法的に処置をする方法として、そういう便法に便乗するといふふうなことになると、相当問題があると思つた。その辺、ひとつほんとうに、そういう意味で本土との一体化、日本の外資法そのものを破っていくような、そういう突破点にならないような配慮、そういうものは必要だと

思つたのです。

で、一番最後に簡単に一点だけお伺ひしたいのですが、一番最後の「在沖外国人の在留資格」ですけれども、これはあれでしようか、ア、イのイですけれども、「従前認められていたと同様の法的地位を維持できるより好意的に配慮する」ということですが、「法的地位」というのはどういふことですか。いままでにある在留資格という意味ですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは間違ひとたいへんで、専門家にやらせませぬ。

○説明員(棚町祥吉君) イの「法的地位」は在留資格だけの問題でございませぬ。

○松井誠君 そうしますと、出入国管理令にある「在留資格」、それと同じ在留資格を維持できるという、それだけのことでございませぬ。

○説明員(棚町祥吉君) さうであります。

○松井誠君 現在沖繩にいる外国人というのは大体どれくらいいるかつかんでございませぬか。

○説明員(棚町祥吉君) 琉球政府の出入管理庁の統計、これは昨年の七月末現在でございませぬが、沖繩に居住している外国人、その中には、米軍の軍人・軍属それから司令官から許可を受けた家族を除く人数でございませぬが、その数は、一万二千九百五十九人とあります。内訳を申し上げますと、最も多いのがアメリカ人七千九百九十九人、次いで中国人二千六百五十五人、フィリピン人二千六百七十七人、韓国人二百八十人、英国人百七十三人となつております。その他もあるわけにございませぬが、その他が六百五人であります。

か。いま言われた中華民國——中華民國といつても台湾人です、平和条約によつて国籍を失つた者といへば、韓国人と台湾人しかないわけではなう。この台湾人が中華民國人という形でおるとすれば、そういう人たちがどちらにも永住許可を考へておるのでございませぬ。

○説明員(棚町祥吉君) 中華民國人と韓国人の双方でございませぬ。すなわち、以前日本の国籍を有してございませぬから、平和条約によつて国籍を失つた者でございませぬから、台湾人、朝鮮人という意味でございませぬ。

○松井誠君 そうしますと、中華民國人の中には、大陸から渡つて台湾に来たという意味の中華民國人ほもちろんの中に入らるわけですから、この中国人の二千六百何がしというのにはやはり台湾人と見ていいのですか。

○説明員(棚町祥吉君) こちらに詳細に伝えられてはおりませぬが、この二千六百五人の中国人の相当数は台湾出身の模様でございませぬ。

○松井誠君 最後に、この在留資格の付与の問題で、これには復讐のときにどれだけ沖繩に在留しておつたかといふことはもちろん問題にならない、ただ考へられるのは、日本へどうしても入れない、そこで復讐直前に沖繩に入る、それがこれに在留資格をもらつて、事実上日本に入つたと同じような形になる、そういうふうなものも考へられるわけにございませぬ、この「居住経歴」というふうなものはどういふことを——「居住経歴」という状況を勘案して」といふのですが、具体的にどういふことを考へてどういふ文句になつたのですか。

○説明員(棚町祥吉君) 「居住経歴」は、まあ「居住」はいつゆる在留の期間でございませぬ。それから「経歴」は、沖繩で従事していた職業等のことを考へていられるわけにございませぬ。それから、「家族の状況」、いつゆる国際結婚をした者等についての配慮などといったものでございませぬ。

○松井誠君 終わります。

○稲嶺一郎君 私は、まず最初に、第一次要綱、

第二次要綱、それから第三次要綱について御質問また御要望を申し上げます。

第一次要綱が去年の十一月にできてもうすでに数カ月たっておりますので、具体的な案ができておられると思っておりますが、そのうちの第五の「たばこ専売制度」ですが、これにつきましてアのほうに、「適切な措置を講ずる」というふうになっておられますが、その後の具体的な方策あるいは案、そういうものはどういうふうになっておりますかお伺いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) これは一次の案についてのお尋ねであります。専売公社としても大体確定しておるもので、逆にうしろからいいますと、たばこ生産者は耕作継続はたいじょうぶでございます。本土専売公社が買いますということが書いてあります。

それからイのほうでは、本土にない制度で卸売りと卸売り制度も、指定小売人という形で、専売公社の卸売り制度を業務をかわってやっていたいただきますというところで、これはもういいわけですが、小売店もそのままに。したがって、本土の距離とか人口とかいろいろ条件がありますが、こういうものは適用をしないということになります。

そこで、問題は会社並びに従業員ですが、三社については、復帰後は民間のたばこ製造会社としての存在は認められないということでございます。特例も認められないということでございます。これはもう三社ともよく理解をいただいておりますが、問題は、その会社については、得べかりし営業の損失等に對する補償をどうするか、企業をやめるわけでありまして、そういうものについての交渉が残りまして、なお、従業員については七百名、役員を除けば勤労者としては六百五十名くらいだといわれておりますけれども、それらの人々が職場を失うという問題につながります。これはもちろん全軍の解雇問題でも非常に大きな問題を持っておる沖縄であります。やはりこういう長期安定固定した職場を失うという者は、別な感傷において無視で

きない七百名という数でございますので、これらの人々がどのようにやっていけるかについて、大蔵省と専売公社と打ち合わせをいたしておりますが、現在の工場は私企業としては存在しなくとも、これらの人々が引き続き同じ職場で同じように働けるような手段は講ぜられないか——委託方式等でですね——そういうようなことがあり得るかどうかが検討しておりますが、会社側といたしましては、かりに委託方式を二、三年なり五年なり認めてもらっても、それはヘビのなま殺しみたいなもので、やはり将来だめなんでしょう。そうすると、私企業としてははなはだ楽しみのない、委託手数料くらいをもらって細々と何とか役員給与を払っているくらいの会社にしかならないということ、やはり企業側としては歓迎しているとはあながち考えられない節があります。大蔵として、そうすると、従業員の問題ということになりますと、やはり具体的にそれらの経営者側の気持ちも察しなければなりませんし、かといって、その他の職種に、本土の専売公社の工場その他に積極的に引き取るということも言っております。言っておりますが、それだけではとてもさばき切れない数でございますから、これはいささしく具体的な立法段階までに方策を煮詰めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○稲嶺一郎君 数カ月たつていまなおこの問題が具体化しないということですから、非常に業者も従業員も不安の念にかられておりますから、ぜひできるだけ早い機会にこれを明確にしたいというように要望いたします。

それから次に企業対策の問題ですが、これは第9項の「企業対策」ですが、これは新規企業の問題になると思っております。それで前にも私質問を申し上げたのですが、電力問題が非常に重要な問題になってくるわけですが、これについてどういうふうにやっていくか、この基本的な問題が解決しないために、どうも企業側においても、またわれわれ一般経済界においても非常な不安を持っております。その点について長官の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) これは第一次の要綱では、企業対策としてアとイ、ことに中小企業はイに分けて別に定めておりますが、要するに、沖縄の将来、電力、水、工業用地、道路、港湾、そういうものを整備すること等によって、沖縄の地元の人たちの新しい職場あるいは新しい収入源、あるいは地域経済の新しい発展というような意味から、本土企業の積極的な進出というものもあつてよろしいというところで、そういう意味では、かりに復帰前に、一例をあげるならば、アルミ五社が「沖縄アルミ」というものを昨年十二月正式に会社設立をきめました。でありますから、それらの会社が向こうに営業を開始するような建設を開始する、そのために必要な資金があれば、現在は輸送資金の運用ということになります。完成後は、輸送資金で低利ということですが、低利の長期の融資を認めていた場合に、それは返つてきた場合、開発銀行の中の特定ワックというところで、特別ワックを設けなければならぬであろうと考えておるわけでありまして、その際に、復帰した場合は、沖縄県においても、ぜひこれらの進出企業、これは島内の新しく立地する産業も含めてでありますから、島内の場合には輸送の問題は起こりませんけれども、現在の沖縄県内の企業が新しく興す場合でも、やはり沖縄の発展のために必要なものとして、本土から進出する企業等も含めて、事業税あるいは固定資産税等の軽減措置を講ずるといふ場合においては、その減免された金額に對応する県なり市町村の財源について、得べかりし収入が入らないことによる収入減について、本土財政においてそれを補てんしようということも考えておるわけでございます。したがって、これはフリーゾーン地域以外のあらゆる地域について立地する企業について恩恵を与えるということも述べておるわけでございます。

○稲嶺一郎君 この点について、これは非常に沖縄の産業開発については重要な問題でございます。

ので、第三次要綱で何か具体的に明記する必要ありませんか。

○国務大臣(山中貞則君) すでに第二次で沖縄振興開発公庫というものを具体的に閣議決定をいたしましたから、あとはこの公庫の運営ということにも関連をいたしてまいります。したがって、立法の過程においてさらにそういうこととかまかな定めをいたします場合において、そして沖縄振興開発公庫の内容の条件等の定め方、原資のワック設定、これらによって、それらの新しい沖縄の経済発展への展望というものが条件がそれぞれ相関連しながら定まってくるというものでございまして、いまの段階で一つだけ取り出してやるということにはまいらない総合的なものであると考えております。

○稲嶺一郎君 次に第二次対策要綱に移りたいと思っております。

第二次対策要綱のこの新全線計画、これは私どもが要望いたしておりましたこととございまして、沖縄を一つのブロックとして取り扱うということについての総務長官の御尽力に對し、私どもとしては深く敬意を表しております。

それで、お伺いしたいことは、「亜熱帯地域の特性を生かし」ということになっておりました。これは具体的にいいますと、どういうことになりますか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) 日本列島は北海道から沖縄の一番南まで島の連なりによって成り立つことになっておるわけでありまして、いままでは、南西諸島といわれまして鹿児島県大島郡与論島までしか日本列島は実質上列島の価値を南方に關しては持っていなかったわけでありまして、ところが、奄美群島だけでは中途はんばでございまして、奄美群島というものが對しての特別な本土の経済に対する付加価値というものが発見できないまま、産業基盤の整備その他の特例措置によって今日までまいりましたけれども、これが沖縄県が返つてまいりますと、百万の人口もさることながら、五島列島から伊平屋(いへや)島、波照間

(はてるま)に至る長い弓状の持つ意味というものは、日本経済にとつて非常に大きな貢献をする価値のあるものとしてわれわれは見直す必要がある。戦前の沖繩県の考へ方と全く違ふということであらためて新全総の書き直しという事で浮き彫りにしたいというわけでありませぬ。そのときに、ただ地理的に一番南にあるというだけではありませぬ。沖繩は私どもの国における唯一の亜熱帯地域ということもすべての経済社会発展計画の前提としてある。たとえわが国でペインかん詰りができるのは沖繩だけである。あるいはキビもほとんどが沖繩であるということでありませぬ。ならば、それらのものは経済発展計画の中に大きなウエートを占めていくべきことであらうというようなど等も念頭にあるわけでありませぬ。さらに沖繩の将来の柱には、どうしても現在の業種の分布の比率から見て、三次産業というものに相当重点を置いていかなければならぬと考えませぬ。その際において、観光立県というより一つの柱も、平和であり、しかもそれによつて経済的にも貢献したいということでありませぬ。観光ということなども大きな柱として沖繩においては特別なデッサンをしなければならぬ。そういうことであるから、亜熱帯の特性というものを生かすということをごにいたしておるわけでありませぬ。

産業は出てまいりております。これは外資たる民族資本たることを問はず、その立地条件から、いまのような強大な、数年前まで想像できなかった基地づくりが始まっております。一方また、単に石油のみならず、それらに関連して、三十万トン・タンカー、二十万トン・タンカーというものが、本土との関係で重要港であるいは内海等に入つてまいります際の問題、多々含んでおりますので、これらのものは、できるならば、沖繩等において補修もしくは改装と申しますか、そういうようなものをやるよりなドック等の場所として一番ふさわしい場所ではないだろうか。さらに、沖繩の将来を考へますと、どうしても、漁船にしても、あるいは商船にしても、大型化、近代化の要があります。したがつて、五千トン・クラスぐらいの中型造船所あたり現地資本の小さいものも若干ございませぬから、それらの人々、できれば本土資本のしつかりした系列のものが合併、合弁しながら、現地で造船業等を営むということが具体的にいま進行いたしておりますし、その立地条件に沿つた具体的な、そういう沖繩だからこそそういうものができるのだという形態のものが、これから逐次展開されていくだろうと思つております。それらの場合に、もちろん産業開発、企業立地のための環境条件の整備がなければ、ぼつんと離れたところに企業が存在するとしても、それは製品輸送やあるいは人の確保等について問題があるわけですから、それらの環境条件の整備などが当然含まれておるわけでありませぬ。

それらから、「保全」ということは、先ほども申し上げましたように、せつかくの美しい沖繩というものが、本土が一べん犯した大きなあやまちである、経済発展の追求のために環境保全が忘れられたのではないかと、大きな問題をわれわれはいましよわされておられますけれども、沖繩においてわれわれはそれを繰り返してはならない。美しい環境は、先ほど観光を大きな柱として立つべきだと申しましたけれども、その大前提ともなるわけでありませぬから、それをみずからまた破壊していくというような行為はとらないのだというよりな意味において、環境の整備と同時に保全とすることを考へておるわけでありませぬ。

○福嶺一郎君 私どもいつも考へておりますことは、本土におけるところの公害問題、これを沖繩では起こさないようにするというのが第一の条件じゃないか。この点について総務長官が十分に御配慮願つておるということに対しては敬意を表する次第でございます。

それから、ただいま土地の造成問題に触れられたのですが、先ほどの質問でも浦添地先における土地造成の問題についてお触れになつたわけですが、私は、これについて長官は政府の財投によつてこれをやるのか、それとも民間の手によつてこれをやらせるのか、これをお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(山中貞則君) 浦添地先については軍用地先、すなわち米軍の地先海面の占有権を解除しなければならぬ条件が横たわつておりますので、ランパート高等弁務官との会議の際において、私どものほうから申し入れて、ほほ好意的な配慮が具体的に進行しつつあるようでありませぬ。これを受けて県で造成されるか、市で造成されるか、そういうようなことを念頭に置きながら、もちろん、初めての試みであるフリーゾーン地域としての造成でございますから、それらのものについては、もちろん国がどのような協力ができるかということも考へなければなりません。しかし、現在の石油企業が見せておりますように、世界的な規模の大企業になりますと、必要だと思つたら必要な土地を自分で造成してしまふということ等もあり得ると思つておられます。やはりこれはきちんとして計画した敷地の造成というものから始まつていかなければと混乱を生ずるおそれがあるから、できるだけ政府のほうで県のめんどうを見ていきながら、そして将来可能な条件で造成してもらつていくということがどうしても前提にならうかと考へます。

○福嶺一郎君 次いで、「産業の開発、環境条件の整備保全」ということになつておりますが、どういふ産業をお考へになつておるか。また「環境条件の整備保全」ということは、この具体的な内容はどういふものでございませぬか、これをひとつお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(山中貞則君) 産業はいままでのようなものを考へておるかと言われませぬ、今度は業種の問題になると思つておられます。これはいま現在でも、沖繩に対してすでに石油というものが中近東を主にして運ばれてまいりますから、沖繩でCIT Sあるいは精製までやるといふことはやはり一番有利な場所にあると思つておられますし、そのようにして

○福嶺一郎君 この土地の造成の問題について

は、私、私見を持つております。これについては政府がこれをやるべきじゃないかという考へ方を持つております。と申しますのは、軍用地にあらだけ土地を取られ、われわれとしてはそういう工業立地の場所というものをみずからつくらなければならぬ。そういう意味において、軍用地にかわるような形において土地の造成を政府がやつてもらふことが一番望ましい形じゃないかというふうに考へております。この点について長官の御意見を。

○国務大臣(山中貞則君) たとえば、復帰いたしますと、おもなる道路は国道にして、本島循環線などは当然国道になるであらうが、国が建設、維持等は当然やるであらうが、あるいは北部縦貫道という長い距離の鉄道もしくは国の道路という意見については、調査費もつけまして、復帰したならば道路公園で高速道路をつくらうという計画等も、自然破壊をしないということ念頭に置いて考へておるわけでありませぬが、これらのものは本土政府が造成してもけっこうであります。しかしながら、やはりその造成した敷地を進出企業に対して売却して、その際にはやはり利潤があがると思つておられます。そういうことを考へますと、本土政府が沖繩の土地を利用して利潤をあげる必要はもろろないわけでありませぬから、できれば沖繩県なり地元市というものがそれらの造成の資金のめんどうを見ながら、これによつて、その処分益その他は地元に帰するようになつてほしいという私の願ひが先ほど来の発言になつてあらわれておる。地元がやり得ない、しかし、つくることは賛成だといふのであれば、国でやつてもよろしゅうございませぬ。

○福嶺一郎君 ただいまの御意見をお伺いいたしまして、いずれでもいいんじゃないかということでございますが、この点については、十分関係当局のほうでまた琉球側のほうとも打ち合わせの上で一番いい方法をとつていただきたいというふうに考へておられます。

ますが、これは第三次産業を盛んにしなければならぬ。ところが、沖縄には見るべきものはない。単なる自然だけでは観光にはならない。その意味において、今後観光施設といふものの建設等が相当大きな課題になっていくんじゃないか。その意味で、観光事業団の資金量が問題になってきますので、これについての長官の御意見を伺いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄の観光開発はこれから民間の分野においても相当大きく浮かび上がってくるかと思つてます。また一方においては、海洋博等を前提とした相当本土においてもびびりするような巨大な計画といふものがそれぞれ会社によって打ち立てられつづつあるわけがございます。こういうことを考えますと、沖縄観光開発事業団は事業団として、いまの政府でやっております事として海中展望塔その他はつくつておりますけれども、官利事業でどこまでいけるかということになります。やはり県の事業団では限度があるというふうなことを考えますので、これを民法法人として援助することによって、主として観光振興に資する団体——まあ本土の各県では観光協会といふものがあります。これは何もそういう事業等は営んでおりませんが、むしろ観光の啓蒙宣伝、観光客誘致といふようなことをやっておるわけでありまして、沖縄の場合においてはやはり観光事業そのものも行ない得るような、現在つくつたものも運営できるような法人があつたほうがいいというところで、やや中間的な存在でありますけれども、これらを育成していきたいという気持ちは持つておるわけでございます。

○稲嶺一郎君 先ほど伺いました「結核および精神病に係る公費負担」の件でございますが、そのときに長官は、将来沖縄に療法のための国立病院を建設したいといふことを言われたのですが、これは私どもが常日ごろ念願しておるところでございますので、ぜひ復帰と同時にこれを固立に移管するようにお取り計らいをお願いいたします。これは要望でございます。

それから「海運業」の問題でございますが、その中に「近代化貨物船の建造を促進するため必要な措置を講ずる」というようにございまして、これは本土でとつておるスクラップ・アンド・ビルドの政策をとるのか、それとも、沖縄の場合におきましては新船を建造することに對して援助をしてもらうのか。資金の問題等をひとつ伺ひできれば幸いです。

○国務大臣(山中貞則君) この条項は、沖縄の現在の「貨物船」と書いてありますが、「貨客船」とも考えられてもいいし、あるいはカーフェリーとお考えになつてもいいかと存じます。要するに、そういうような輸送力の大幅増進ということが沖縄のために絶対に必要でありますので、それらについて資金その他のめんどうを見るというところで、沖縄の場合には本土のスクラップ・アンド・ビルドといふような条件を強制しない。しかしながら、公団の共有船舶方式を希望する人があれば、そういうものをつけたい。そういうことでありまして、沖縄に一番有利な方法ですみやかに沖縄と本土との間の貨物あるいは旅客あるいはカーフェリー等の海上輸送手段といふものは沖縄の資本によつて基礎を打ち立ててもらいたいということをお願いしておるわけでありま

○稲嶺一郎君 この問題につきましては、沖縄が戦後造船問題についてはほとんど政府の援助を受けていない。その意味において、今度は初めてそういうような御援助を受けるということになりますので、この点については特別の政治的な配慮をお願いしたいと思います。

どうも時間が足りませんので、簡単に一つ二つ伺ひたいと思いますが、第三次要綱にうたわれることになつてゐる税制の問題、この問題は沖縄の経済・産業の今後の発展、それから、消極的にいへば、従来の企業をどういふふうな維持するかという問題、積極的にいへば、将来の産業を盛んにするためにどうすればいいかということになります。この点について消極的な意味においてい

わゆる保護策については、一般論ではなしに、日本の本土の法律をそのまま適用することなしに特例を設けてやるということが、沖縄の経済、それから民心の安定に對して必要じゃないかと思つておりますが、これに對する長官の御意見を伺ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは琉球政府の立法院もそれから沖縄県民も非常に解決策に悩み、私もまた、本土政府の間でも、税制面あるいは産業振興面、あるいは沖縄県民の生活の維持向上、生活関連物価指数等の高騰を招かないようにといふ問題が錯綜して非常に苦勞しておるところであります。現在、沖縄が復帰後消費者物価ははたしてどうなるのかといふのが一人一人の問題ではない。たとへば、輸入する場合は関税がかかるといふものも本土に返つたら関税がかかる。これについては、原材料等の関税についてなるべく現在の制度を認めるようにしたい。あるいは製品等についても、インスタント・コーヒーあたりまでそうしなければならぬが、生活必需品になるかどうか疑問であります。要求はされておりますが、しかしながら、ランチョン・ミートと呼ばれておるようなかん詰製品は、離島、僻地の簡易な主食にもなつておりますし、あるいは学校給食等にも取り入れられてゐる。アメリカ施政権下の生活状態の中で普遍的に交わつてきておるもの一つでありますから、これらのものは製品であっても、現状といふものを税制上、関税上認めなければならぬのではないだろうかといふような気持ちをもつていま整理をいたしておるわけであり

ます。一方、一番やっかいなのは、物産税という立場において、本土との間において八〇%を占める貿易の比重の中で、沖縄の既存企業の製品と競合する本土製品といふものに税が課せられておる。それによつて、逆にいうと沖縄の企業といふものは、狭い県域の中であつても、装置産業的なビールやセメントや製粉等も存在しているかと思へば、一方においては魚やあるいはみそ、しょうゆ等にも物品税のかかつたものを一応本土から来

たものは消費させられておる。

〔理事長谷川仁君退席、委員長着席〕

まあ、その価格によつて初めて沖縄市場におけるそれらの工場が成り立つておるといふ反面の問題が指摘されます。その場合において、本土並み税制をそのまま適用いたしますと、当然沖縄の人たちがつらい環境の中で築き上げられましたけれども、本土から見れば、あえて失礼ですが、ほとんど中小企業分野に属する人たちが一挙に倒産もしくは不本意な吸収合併を余儀なくされるであろう。それは忍びないところである。ところが反面、日用食料品その他を含めて、本土では税などはかかる意思が毛頭ないものが、結果、沖縄においては本土から運んだものについて税がかかるというところによつて、沖縄の製品もやはりその価格で売られるわけでありまして、本土と異なるという負担といふものを感じられることになるのではないかと。これは非常にほことたの議論でございます。私どもは最終的なアイデアを持ち合わせておりませんが、これらの点についてはいろいろなる手段を税制上とるか、あるいは過去三年なり一年なりの実績をもとに、一定期間、それ以上のものを独禁法の適用除外等の手段によつて沖縄県には持つていかないよりにというふうなことで措置いたしますか、いずれにしても何らかの措置を必要とする。しかし、それがあまりにも零細企業保護であるといつても、沖縄県民の生活に大きな負担をもたらす結果になる。内地並みの生活を当然要求してしかるべき沖縄の人たちが、企業保護という立場からこうした負担をしいられるといふことはなるべく避けなければならぬという、相いれざる水と油をどうまぜるかといふ非常にむずかしい問題をいまやっております。ございまして、これはいまのところ、私も確実なところであるという案を沖縄側と合意の上で発表できる段階に立ち至つていないわけでございます。この点は検討を急ぎますが、しばらくお許しをいただきたいと思います。

なお、直接税については、国税、県税、地方

と私は考えておりますが、合意を得ない場合は、いたしかたがないと考えておるわけでございませう。

さらに、第三次はいつごろかということでございますが、残された問題は、電力等を引き取ったあとどのような形で運営をいたしていくのか、この問題について、二応、いまの配電五社の七月一日に「沖繩電力」として出発する予定の人たちの要望というものもあります。一方、沖繩琉球政府のそれらを前提としたと思われる節のある要望等もございませう。しかし、それはいずれも問題点がやはりありますので、これらの問題をもう少し煮詰めて、離島電力も含め、あるいは、これから先の新しい沖繩発展のための新規電力の開発という問題等も含めて、十分その仕組みについて相談をしていかなければならぬことがございませう。したがって、むずかしい問題が残っておりますから、時日を申し上げるのはいへん無理かと思ひますが、まあ、一カ月半ぐらいで大体何とか片づけたものだと念願しておりますが、そのために詰めを急いで悔いを千載に残すということだけは沖繩のためにしてはならないと、こう考えておるわけでございませう。

○渋谷邦彦君 きよりは非常に時間も限定されておりますし、こまかい問題は次の機会に譲るといたしまして、この要綱の内容について若干お尋ねをしておきたいと思ひますが、復帰後いろいろな機関が本土並みになるわけでありまして、この中身を見ますと、それぞれ受け入れる、こういうふうになつていくところもあれば、職員も含めて受け入れるところもございませう。まあ、おそらくその精神は、全部職員を含めて受け入れるのじゃないかと思ひますので、特にこの琉球土地住宅公社、これにはその点がたわれてないわけですね。その職員はどうするかという問題、その辺はどうかでございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは本土のほうは引き継ぎもしくは受け入れるという場合のことを言っておるわけでありまして、いまの住宅供給公

社の場合、これはそのままそっくり名称が変更されて性格が変わる、中身は変わらないということでございますから、これは県内のことでございませうので、そういうことを書いておられますが、それによつていさかかも整備されることはないわけでありませう。ですから、沖繩の国家公務員、地方公務員を、すべてを本人の意思に反して首切つたりなんかすることは、全員引き継ぐと言つておりますから、このことは関係のないこととあります。

それから、先ほどもちよつと申し上げましたが、「引き継ぎ」と「受け入れる」との違いは、たとえば電信電話公社という国の公営企業体というものが引き取る場合は、これは義務で引き取るわけでありませう。しかし、電信電話、国際電電株式会社ということになりますと、義務で引き取るということとはちよつと言へませうので、そこで「受け入れる」という表現に変えておるわけでございませう。これは中身は、それらの職員の方々は何ら御心配は要りませう。ただ、受け入れる、あるいは引き継ぐ主体の違いによつて申し上げるので表現を変えておるだけだということにおとりた

○渋谷邦彦君 次に、そのあとに出てまいります沖繩観光開発事業団、これなんか当時現地の要望としては国の機関として特殊法人にしてもらいたいというふうなことを聞いておつたのですが、これを、あるいは財団法人の形態になるんだらうと思ひますが、民法法による法人組織に改組する、このほうがおそらくいいと判断された理由です。ね、またどういふ利点があるのか、その点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 観光事業というものは、大きく分けて、将来の観光事業による収入というものを計算しながら投資をしていく実務——実務と申しますか、そういう分野と、それから観光に関するすべての問題をそういう実務の者に行つていろいろ指導をしたりあるいは受け入れ体制を策

定したり、啓蒙宣伝等の手段を行なう分野と二通りあると思ひます。その場合において、沖繩における観光事業団は、復帰いたしますと事業の分野ともう一つの分野と両面を備えておられます。そこで、国立の観光事業団を沖繩にということでありませうが、それはちよつと国のほうでやつて国の収入としていくのには少しおかしいのではないかと申します。これは琉球政府も全然固執しておられませうし、むしろ観光事業団の性格からいって、今後は法人としての格を持ちながら沖繩の観光の宣伝その他の受け入れ条件の整備のための計画の策定とか、そういうものをやることによつて、事業そのものは海洋博等と関連をいたしながら、相当の民間の資本の進出がすでに予定もされ、申請も琉球政府にいろいろ出ておられますから、琉政側としても何らの意見の相違がなく、この線に運営していこうということでも落ちついたわけでございます。

○渋谷邦彦君 次に、空港の問題でございませうけれども、「那覇国際空港」と明記してもらいたかつた、先般も私お尋ねしたわけですが、まあ、共同使用という問題につきまして、危険も伴うと、いろいろなそういう悪条件があるわけですが、この機会にむしろ国際空港として今後使用するというふう

○国務大臣(山中貞則君) これはまさにいま対米折衝中の事柄であります。そして、これが純粋な民間だけの使用する運輸省所管の空港になりますれば、あらためて国際空港の位置づけをするかどうかという議論は当然立地条件からなされるべきではないと思ひます。しかし、それに対する路線の問題等も、最近フライング・タイガー社等の営業所設立申請等も出ておりますが、南西航空の問題もありませうし、一方、根本的な問題として

は、対米折衝の過程ではたして全面的にアメリカ軍の飛行機の全然使わない飛行場にできるのかどうか。かりにそうなつても、自衛隊が全くこれに對して運輸省だけの空港として自衛隊と共用をさせてほしいという希望を捨てるかどうか。こちらについては運輸大臣、防衛庁長官と、できれば運輸省所管の純然たる民間飛行場にしたいものであるということでも大防衛庁長官もそのほうが望ましいという気持ちを持つておられますので、こういう方向の意向を外務省に伝えて外務大臣の対米折衝の前提としてもらつていませうと考へておるわけでございませう。

○渋谷邦彦君 次に、外国人季節労働者、これはおそらく台湾だろつと私は思ひます。いま日中関係が非常に云々されておられますときにこうしたことを全面的にまあ容認——という言い方もおかしいと思ひますけれども、県民の要望にこたえられるということが前提になつておられますだけに、そういう国際間のいろんな影響と云々ものを考慮に入れる必要はないのかどうなのかという問題がちよつと疑問として残るのでありますが、その点はどうか判断されておるのか。

○国務大臣(山中貞則君) 私の一番の基本は、沖繩県を過疎県にしたいくない。本日の閣議でも過疎地域対策緊急措置法について地域の追加指定等をいたしたわけでありませうけれども、北海道、東北が異常にふえ、また南九州のほうも、異常に人口流出の条件で過疎対策の指定を受けた市町村の数が多し。そういう状況を考えますと、沖繩も放任すればそういうふうになるおそれがありますから、これを自分はどうしても阻止しなければならぬ計画をつくらうと思つておるわけであります。ところが、沖繩の中でも、実は那覇周辺、中部等における人口増に反比例をいたしまして、葦村離島、全家族離島してしまふ無人島になつていく島もございませうし、あるいは西表島においては全部が自分たちの部落とさうならするところもございませう。また、大東島においては典型的な理想どおりの規模でキビ作がなされておるわけでありませう。

すが、これとてもやはり人口の流出には悩んでい
るわけでありませぬ。したがって、そのような労働
力の沖繩県内における移動というものから見ます
と、もしここで、キビ作というものに季節労働者
を台湾から受け入れないか近代化、大型化のた
めの機械を導入しようとしてもそれはとても無理
なこととございませぬから、一挙にキビ作に對する
未来を失うということとあります。すでに、「一定
期間」はおおむね五年ぐらいたらう。五年ぐら
いは台湾からお手伝いに来てもらおうというこ
とで喜んでおられます反面、五年後にはどうなる
んだらう、呼び戻したって子供たちは帰ってこ
ないし、あるいは家族ごと出て行ってしまった人が
帰ってくることもないだらうし、一体五年後には
われわれのキビ作はどうなるんだらうというの
は、大型機械を導入しつづつあります大東島にお
いてすら非常な心配の種になっておるようでありま
す。そこで、この問題は國際關係云々とは全く關
係はないものとして、沖繩県のことに離島のキ
ビ作、パイン作のために、いまここで打ち切った
ら、場合によっては五年後に打ち切つたら問題
が残り、やっつけいけなくなるんじゃないかとい
う基礎条件の一つとございませぬ、これは沖繩県
民のために台湾の人たちの御加勢を引き続き願
いたいという意味の特例でございませぬ、國際的
な論議を呼ぶことには全くならないものと考
えておるわけとございませぬ。事実、いろんな申し出
がどこからもございませぬ。

○渋谷邦彦君 非常に断片的で脈絡のない質問を
きよやうやうおるわけです。
もう一つは、しばしばこれも問題になります医
療機關の問題であります、これはおそろく本土
ではちよろど規模、人口の割合等含めたものから
推察すると島根県に相当する。島根県の現状と比
較をしても、その施設あるいは医者の数が四分
の一以下であります。こうしたことは、第一次要
網と第二次要網とひっくり返して見たんですけれ
ども、明確に示されていない。この点の対策は一
体どうされるのか。いかがですか。
○國務大臣(山中貞則君) 全く示していないわけ
ではありませぬ。それは沖繩における医介輔、齒
科医介輔等については医師の資格はないわけ
けれども、それらの人々に僻地、離島の診療のた
めに引き続き行なうたいたくための措置を講
ずるということが書いてございませぬ。それはいま
おっしゃったように、那覇近郊はまあまあ何と
かなるにしても、大病院というのはいまも
ない、近代的な総合病院もないということもあ
ります、一番大事なことには、人間の住んでい
る島が四十六にも及ぶということ、その地域をカバ
ーするためにヘリコプターとか巡回診療艇等を考
えましても、やはり先立つものはお医者さんであ
ります。その意味で、琉球大学の医学部の設置と
いうことを急がなければならませぬが、しかし、
国立病院—先ほど稲嶺委員との間で議論いたし
ましたけれども—これとても厚生省とやはり相
談しなければならぬと申しましたのは、はたし
たてども医師がいなければこれはナンセンスな
話とございませぬ、その辺は十分相談した上
で最後の構想を決定したいと思つておられます
で、沖繩の医師の確保並びに准看あるいは派遣駐
在看護婦等の問題についても、十分沖繩の要望に
沿い得るような努力をしていかなければならぬ
と考へますが、具体的にいまここで沖繩の医師の
需要に應ずる計画を大綱で書くということ、た
とえば本土政府が國費派遣の医師制度を予算上つ
くりましても、定数一ぱいに行つてくれたこと
はいわぬわけです。行つてもらへたこととはな
いわけです。それほどやはり今度は医者という特
殊な職業上から来る、住んでおる環境に對する問
題として行つていただくに問題もございませぬ
ことを十分考へて、沖繩県民の方々が皆保険の中
で特別に不当な待遇を受けることのないように努
力をしてまいりたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 最後に、沖繩の方々の切なる要望
は、豊かな県づくりということとあります。これ
は制約がございませぬ、時間的にも相当かかると
私思ひます。そこで、いま政府が考へておる青写
真と申しますか、まず当面の課題として本土並び
にするということが前提になっておられますので、
それでは「本土並み」というのは、たとへば本土
においてはどの県あたりを基準にしてます当面の
課題としてそれを築き上げていくかというやは
り考へ方もあるのではないだらうか。先ごろ屋良主
席は「本土の中級県」という表現だと私記憶して
おりますが、そういう表現でおっしゃつておられ
ました。政府としても当然どこかの県を一つ基準
にして行き方というものを頭の中に描きながら、
そうしてさらに将来の沖繩の発展、繁榮というの
を築いていこうというふうに意図させておるの
ではなからうかと、こう思ひますが、その点、い
かがでしょうか。
○國務大臣(山中貞則君) 私が就任いたしました
昨年前半ぐらには私どもの役所のほうも「本土類
似県」ということをよく使つていたと思ひます。
しかし、最近では「本土類似県」ということばを
私どもも使わなくなつたことをお気づきかもしれ
ませんが、私は「本土類似県」に比べて、たとへば
医師が最低どのくらいいなければならぬのか、
そういう問題等は、類似県ということも念頭にあ
りますが、沖繩は人口とかなんとかというやうな
問題だけで類似県というものを想定してかかつて
はならない。交付税等の算定基準等はあるいはそ
ういふことがありませぬが、しかし、それも特
交等において類似県のようなことでやつてはなら
ない。私どもはやはり相当な英断が必要であ
る。したがって、沖繩は、いままでの本土
の各県の考へられていたやうな、それぞれ県が經
済の振興計画とかいろいろな目標を持つておられ
けれども、そういうものも全く違つた、そして南
の沖繩県がほかの県のまねできないやうなすばら
しい条件の上に立つて新しい羽ばたきを始める
ということを頭に描いておられますが、その意味にお
いて、沖繩の人々の一般の所得の向上その他から
考へても、類似県というやうなことは念頭に実

ないわけです。それで、私どもの役所において
も、類似県と比較してどうという議論は最近ほと
んどいたしてございませぬ。そういう意味で、沖繩
県が持つ特色というものを發揮できる沖繩県づく
りということ、中級県ということもよろしい
し、あるいは沖繩県としてほかの県のまねできな
いすばらしい条件下の繁榮を遂げていく県とい
うことでもよろしいし、いずれにしても、機械的に
並べてどこの県ぐらいいつたらばもうそれで沖
繩はいんだという気持ちには私は持つていない。
この考へ方はすつと沖繩の未来に引き続いて置
かなければならぬ大前提ではなからうかと思
つておるわけとあります。
○喜屋武眞榮君 時間も限られておりますので急ぎ
たいと思ひます。
まず初めに、沖繩返還の調印が五月ごろ、それ
から批准が十月ごろ、そして来年の四月一日を期
してと、こういうふうに報道されておりますが、
それは大体めどとして間違いないと確認してよ
ろしゅうございませぬか。
○國務大臣(山中貞則君) 返還交渉については私
は確定的な答弁ができかねますが、私の希望とし
ては、本土政府の会計年度の区切りである四月一
日の午前零時というものを復歸の時点にしたい、
そういう念願を持つて、外務大臣もほぼ同じ気持
ちでおられると思ひますが、これは折衝当事者で
ありますから、米側の、相手側のあることであ
りますし、意向等が一致したとは聞いておりませ
ん。しかし、私どもはそのやうな念願を持つてお
りますというやうなことであります。
それから、返還協定の調印は米側が急いでおる
やうに新聞報道その他がございませぬ。アメリカの
上院の審議等の關係であるいは急いでいるのが真
実かもしれませぬが、急ぐについてこれまた詰め
残しあるいは不意な妥協ということもしてはな
らないという分野がございませぬ。たとへば大蔵省
と財務省との間に行なわれる資産の引き継ぎ問題
等について、そういう問題はやはり米側との間に
まだ相当大きな隔たりがございませぬから、これらの

点について十分の議論が尽くされない限り調印と
いうことにはならないのではないかと思ひます。
でありますから、いまの段階で、私の立場からは、
いつごろ調印になるだろうかということとは断定
的に申し上げにくいわけでありませうけれども、ま
あ、いままでの進行状況を見ておきますと、あと
二カ月以内ぐらいには詰まるのではないかと。あと
外務大臣はたしか夏ごろとおっしゃっておりまし
たが、まあ、上原君のことばじゃありませんが、
沖繩の夏は長いということもありまして、早く始
まつておそく終わるわけですから、そういう意味
じゃなくて、五、六月の感じではなからうかと
思つておりますが、しかし、それは順調にいって
場合のことだと私は見ております。

○喜屋武眞榮君　そこで差し迫つて秒刻みで進み
つつあるわけですが、返還協定の場合でありまし
ても、県民側としては県の要望を吸い上げて
もらうようにという強い要望があるわけですが。そ
れがいつどこでどのようにということに対してい
ろいろの不満があるわけでございます。ところが、
それがどこの姿勢に立つてどういふ内容でどう
ことに不満があるわけでありませう。きょうはまあ
返還協定の問題には触れませんが、この要綱を一
貫して見まして、大体県民側の意思というものが
吸い上げられておると、こう私は見てよろしいか
と、こう思ひます。そういう前提に立ちまして、問
題は、項目それぞれは一応県民の側の意思が吸い
上げられたかどうなっておりますが、問題は
内容の問題――中身が具体的にどのよう盛られ
てくるか、また作業が進められてくるか、どうい
うことが大事になってくるかと思ひます。そういう
ことから、第二次さらに第三次でまあ終わりにし
たいとおっしゃつておられますが、その過程にお
いて県民側の意思をどのように吸い上げていらつ
しやる努力をなさり、調整をしていかれるか、こ
のことについてお伺ひいたします。

○国務大臣(山中貞則君)　直接的には沖繩県民の
各界各層の方々からいろいろな自分たちの立場の陳
情、要請等がございますから、そういうものを

承つて参考にいたしますし、形式の立場からいえ
ば、ルートは琉球政府、立法院というもので、私
どものほうに合意を得るような努力をするという
ことであります。今回意見のまだ一致していない
部門については、ぜひ盛り込みたいと思つていた
重要な問題でありまして、これをあえて批判は
あつても落としました。そういう点については合
意を得るために全力を尽くしておりますから、私
どもの作業に秘密の部門は絶対にはありません
で、それらの点については、琉球政府のほうなり
立法院等において公然と議論をしていただいてお
るわけでありまして、県民会議というふうなもの
もおつくりになっておるようでありますから、そ
れらの問題等について議論をしていただく素材は
いつでも提供いたしますし、われわれも忌憚のな
い意見等も述べ合つております。そうでありませ
うので、私どもの復帰の国内措置についてはその懸
念はないと思ひますが、返還協定の交渉の過程を
明らかにしていくということについては、これは
外務省のことでありませうし、外交の常識と申しま
すか原則がありまして、外務大臣も非常に苦
しいだらうと思ひますが、答弁も、あるいは沖繩側
の方々には明確にどういふ状態になっておるか
が反映しておらないというところをお考えになつて
おられるかもしれないと思ひます。しかし、外交交
渉の過程において、全部手のうちを明らかにして
交渉するということはどの国でも考えられないこ
とでございますので、これはこれは県民の御理解
を得ようとしてもむずかしいかもしれませうけれ
ども、私自身は、沖繩県民の返還交渉に対する御
希望等を私自身が沖繩県民になりかわる意味の担
当大臣でございますから、私が交渉の当事者じゃ
なくとも、外務大臣に、あるいはときには防衛庁
長官等についても、私の感觸なり沖繩県側の考え
方というものをにおりに触れてお願ひをする形で反
映させたいと思つておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君　と申しますのも、結局、沖繩県
民がいろいろな不安や不満やあせりがありますの
も、結論としては復帰してよかつた、こういう沖

繩を取り戻したい、そういう結果を期待してお
る、こういう気持ち、願ひからでありますので、
どうかひとつそういう県民の強い要望をできるだ
け最大限に吸い上げていただくことを私重要
望申し上げます。そこでひとつ第二次で落ちた
もので、しかも、非常に強い要望があつたもの
の中で、しかも、山中長官がはっきりおっしゃつた
中の一つに国立病院の問題、一般病院あるいは精
神病院、結核病院ですね、国立病院にするんだ、
はっきりこういうことをおっしゃつたわけであ
りますが、それが今回これに取り落とされたのはど
ういふいきさつがあつたのでありませうか。

○国務大臣(山中貞則君)　沖繩に国立病院をとい
う希望がありましたことは承知いたしておりま
す。しかしながら、先ほど渋谷君にお答えしまし
たとおり、医師の確保とかいろいろの問題ござい
まして、なかなかむずかしい問題であるというこ
とでペンディングのまま来たわけですが、
今回結核、精神病についての公費負担という問題
の議論をいたしまして、このような措置をとつて
も、収容ベッド数というものを等から考えて、キャ
パシティの問題で、これはやはり国立病院がどう
しても必要なこと、これも四カ月の
議論の過程で済みじみ考えたわけでありませう。か
らして、二次ですぐに国立病院をつくることと発表
するについては、どのような規模の、場所はどこ
で、そして、結核、精神一緒なのか、あるいは別々
なのか、現在の琉球政府立の病院とどういふ関
係になるのか、あるいは南援の精和園とはどうい
ふ関係になるのか、こういう問題を詰めるのにな
らうと具体的な時間が足りなかつたということ
でございます。これから精力的に厚生省と相談
していきたくと思ひます。

師の確保は見通しがあると、こういうことも言
つておるわけですが、その点、ひとつ再考慮
していただくとして、ぜひ要望をいれてもらひ御配慮
がありますのでよろしいかと。それから、
いま厚生省の折衝のお話がございましたが、聞く
ところによりますと、厚生省とされました国立
となるべく整理統合する方針にあるのだというこ
ともちよつとお聞きしておるわけでありませうが、
そうなりますと、もう非常にこれはその尺度で沖
繩をはかられますという、ますます困難という
ことになるわけでありませうが、そういう点、
厚生省との関連はいかがでありますか。

○国務大臣(山中貞則君)　まず第一点の、医師を
確保して精神病院を開くことは可能であるといふ
現地側の判断を持つておる方がおられるとすれ
ば、それはそれで、国立病院でなく、私立の精神
病院をおつくりになりますれば、それに対しては
国は相当手厚い建設の資金、還元融資、もしくは
医療金融公庫の融資、あるいはそれらの措置入院
等に対する措置等について全部予算が出るわけ
であります。したがつて、精神病院の経営という
ものは、こう申しては失礼であります。患者が
やつかない患者である反面、わりと病院経営とし
ては何かかやりやすい病院のように私どもは常識
的に思つておられます。そういうことでは、民間の
そういう病院ができることも歓迎をいたします
が、やはり、ことに精神病患者等の、本土ならば
当然措置入院を必要とするような人たちが、家族
の迷惑、周辺への心配、こういうものの中で野放し
にされておる状態というものは、これは絶対にほ
うっておけない問題でございますので、そこで国
立病院構想というものをいま考えておるわけでご
さいませうが、厚生省がいま国立病院の整理統合を
したいと言つておられますのは、これは国立病院の
近代化というものを、あるいはまた建物その他の鉄
筋化とかいふもの等が前提になつておられて、
本土の旧陸海軍病院がそのまま国立病院になつた
いきさつ上、一つの県に、近いところに三つも古
びた木造建てのお化け屋敷みたいなものがあつた

りしまして、そういう意味では、結果においては
数を減らすことになりませんが、それは数は減りま
すけれども、それぞれの原においてりつばな総合
病院の国立病院に転身をしていくというような意
味の問題でございまして、したがって、沖繩に新
しくつくることが絶対反対だという厚生省の意向
はございせんので、これから相談をしていくと
申しまして、沖繩に国立病院をつくるそのこと
について、専門省としての厚生省が、医師の確保
その他についてどの程度の規模ならば協力ができ
るか、専門的なことについて意見を伺いたいとい
うこととございまして、その方面に向かつて前
進をする姿勢に変わりはないということとござい
ます。

○喜屋武眞榮君 次いで、いまの医療問題に關連
して、表面にまだあらわれてこないもので、特に
沖繩が、戦後沖繩なりに実現したもので、本土で
はないすぐれたもの一つに公看という制度があ
るわけですね。正しく言うと、駐在公衆衛生看護
婦。本土ではそれは保健婦ということで保健所勤
務であります。この公看制度は、その地域に住
まい込んで、直接患者に接触をして看護してお
る。このことについては、私の知る限りにおいて
は、本土では高知県の沖ノ島ですが、そこに一例
あったということをお聞きしておりますが、この
公看の制度の問題についてはどうお考えでしよ
うか。

○国務大臣(山中貞則君) これは具体的に対策要
綱で書く必要があるとすれば書いてよろしゅう
ございまして、現在の沖繩における公看制度とい
うものは、医師不足の離島、僻地において、全く
背に腹はかえられない必要から生じた制度でござ
います。当然これは尊重していきたいと思いたす
し、その考え方は、本土の保健所においては医療
診療業務はいたしておりますが、沖繩においては
それが結核等において非常に大きなさきえにて
なっておりますので、そういうものを将来引き統
きやっていたら、本土の保健所と違つ機構で、
あるいは性格でやっていたら。さらに、先ほ

ど申しました医介輔、齒科医介輔等についてもな
お引き続きやっていたらという一連の思想と同
じ範疇のものでございまして、それは当然復帰
後も公看制度というものが、名称がかりに変わ
っても同じ役目を果たすことができるように措置す
るつもりでございまして。

○喜屋武眞榮君 その点、ぜひひとつ、本土にな
いからというところでこれを切り捨ててもらわぬ
うに、沖繩にあるいい面は、これは吸い上げてい
ただいて、生かしていただきたい強い要望を申し
上げておきます。

次に、海運業に關連しまして、これは流通機構
とも關連いたしますが、特に、沖繩の場合、本土
でありまして、本州、北海道、四国、九州と、こ
う離れておりました、すでに海底トンネルに
よつて結ばれておる一つの面になっております。
ところが、沖繩はそういふわけにもいきませんの
で、特に、海運業の面に入れば具体的に強化さ
れてまいらぬという、沖繩の開発は絵にかいた
もちにしかならない、こう思ふわけでありませ
ん。そこで、沖繩と本土のつながり、また、先ほ
どおつた、沖繩は四十幾つかの離島を控えて
おる。その離島と沖繩本土との關係ですね、この
一連の結びつきが根本的に解決されぬ限り、沖繩
のすべての開発は絵にかいたもちにしかすぎな
い、こう思ふわけでありませぬ、そういう観点か
ら、项目的にはそういう配慮があるやにも思
ておりますが、それがどのように具体化されてい
くかというところが問題でありますので、その点に
ついてもう少し突つ込んだ御回答がお願いでき
たらと思つております。

○国務大臣(山中貞則君) まず本土と沖繩との間
の問題でございまして、これは先ほど申しました
が、現在の海運の秩序である運賃同盟をそのまま
残しておくことによつて、まず本土の大資本
の本のなぐり込みを防いで、そして沖繩の業界を保
護していきうこととあります。ところが、
保護だけでは沖繩の海運業界は資本的にも裝備的
にも——と申しますか、船そのものの大きさ、ス

ピード、そういうような施設面で不足でございま
すので、これらについては十分国のほうで資金援
助その他で優先、助けていく、援助していくとい
うこととあります。たとえば、沖繩復帰を目ざし
て、いまの新しい流通革命の新しい手としてばな
ばなく長距離カーフェリー等が登場してござい
ますが、これは直ちに沖繩に対してカーフェリーの
申請が本土の業者から出ようとしておるわけであ
りますが、しかし、こういう場合において、沖繩
の海運業者の中でそういうことを希望し、その能
力があつて政府が助けていけば自分たちで自主運
航できるという場合は、沖繩とのカーフェリー運
航に關する限り、沖繩の既存の業者に融資をし
許可をするようにということと運輸省との間に話
し合ひをいたして、運輸省も大体そういう方向で
おるようでありませぬ、しかしながら、これに対
する巻き返しては相当強いようでありませぬ、その
基本線は貫いていくこととございまして。

さらに離島航路については、本土の離島航路補
助が八割という手厚い補助を赤字にしていたし
ます反面、やはり一航路一社であつて、しかも、
それが放漫な経営等や住民サービスを忘れたよう
な経営のために赤字でない場合という、いろいろ
な条件がございまして。そういうような条件に現在
の沖繩の離島航路はほとんど合致いたしてござい
せん。ということ、一航路一社ではないとい
うこととございまして、そういうことから考えま
す、この復帰要綱で表現してございまして、
まず復帰前に、琉球政府もそういう姿勢でござい
ますので、海運業の方々ともよく相談をされた過
程を踏まえて、なるべく復帰の時点において本土
の離島航路補助がそのまま受けられるように離島
航路の数を整理統合してほしい。

しかし、小さな航路等においては、経営者のメ
ンツの問題などもありましてむずかしいところも
あるようでございまして、そういうところでも復
帰後もなお一航路二社とかというようなことが
残つた場合、これは本土の補助金の条件に乗りま
せんので、琉球政府が行なつております現在の状

態のものにおける航路補助というものをそのまま
国のほうも加勢をしていこうということとござい
ますので、なるべく、離島住民の足でございま
す離島航路というものが本土並みの条件に整備され
るように加勢をすると同時に、本土の離島航路補
助の手厚い補助の対象になるという方面に協力を
してまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 その点、沖繩本土内における交
通、あるいは流通機構の面からも大事な問題の一
つに、戦前は沖繩に鉄道があつたわけですね。と
ころが、戦後はもうバス、トラックしかない。とこ
ろが、戦後汽車の復活を計画されたことがあるわ
けですが、これはアメリカの反対で実現しなかつ
たわけですね。國の責任において沖繩本土に鉄道を
開設することについては何かお考えになつた
ことはありませぬか。また、それに対するひとつ
御見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これはもちろん要請も
受けましたし、考えもいたした結果、採用し
ないという結論を得たわけですね。それは、現在國
鉄がどのような状態にあるかということをお考え
いただきました場合に、すでにレールが敷かれて
人や貨物を運んでおります路線も逐次廃止計画を
立てております國鉄の状態とございまして。それ
に、沖繩のたとえは本土しかその条件はないと思
ひますが、本島の条件を考えますときに、いま
前提としております全島循環線等が完成をいた
し、さらに縦断の高速自動車道等が完成をいた
しますと、島内だけの人や貨物の輸送のために國鉄
を新しく建設してはたしてそれがほんとうに役
に立つかどうか。國鉄の採算は、國營企業であり
ますから、沖繩のために全く採算を無視してでも
つくればというところは当然の要請として受け取ら
なければならぬわけでありませぬ、しかしながら、
時代は大きく変わつておるといふことを考えます
と、本土の國鉄も採算のとれるのはほとんど新幹
線くらいなものであるといふことから考え、沖
繩においても本島のほうに國鉄をかりに敷設して
みて、實際上の利用状況は、道路その他の整備

が急速に進んでまいりますから、私はあまり効率をあげることにはならないのではないかと。いわゆる沖縄交通の便に飛躍的な貢献をすることにないか。得ないのではないかと。これをむしろおそれておられますので、できるだけ北部循環道路等の完成を急ぎながら、全島一周道路等は国道に、直接国が全責任を持ちまして、その他の幹線道も国道に編入することにより、あるいは道路公団の高速自動車道を縦貫させることにより、北部等においても過疎化の波に洗われておられます地域に光を当てていくという方法をとれば、それ以上鉄道というものはやらなくてもいいのではないかと。むしろ無用の長物になるおそれがあるのではないかと。気がするものでありますから、いまの段階では、国有鉄道の路線を沖縄本島に敷設する計画というものをいまのところ持っていないということでありませう。

○喜屋武眞榮君 時間が参りましたので、この全文を通じまして、表現上のニュアンスといえますか、これをたどつてみますと、復帰ととも「に」といふ、こゝろい表現がある。それから「復帰と同時に」といふ表現がある。「復帰後一定期間」といふ表現がある。それから「復帰後も一定期間」といふ表現がある。「一定の期日まで」といふ表現のあやがりますが、これには何か配慮があるでしょうか。どういふ配慮でございませうか、ひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 復帰については、これは表現はいろいろその事柄について変えておるだけにして、中身は同じこととあります。「復帰の時点」といふ意味です。「復帰の時点以降」とかいろいろ表現になり得るわけとあります。その他の期間の問題については、「当分の間」といふのは、「一定期間」といふのをほぼ五年と考へておられますと申上げましたが、これは五年を特別措置としては一応めどいたしておるのが常識でありますので五年といたしておりますが、これは五年たつてなおその特別措置の必要

なものは延長し得ることもあるわけとあります。しかし、「当分の間」といふのは、黒熊等の場合は、これはやはり法律で何かカバーし得るような新しい法律ができればこれは早く廃止をしていいわけと申すけれども、法律ではやはり無理である、あるいは糖価安定法の仕組みの中で事業団が製品を買い入れていくことは無理であるということであるならば、「当分の間」は、「五年をこえてなお相対期間」といふふうに解釈されてけつこうであります。

あと、その他の表現については、事柄によって大体「一定の期日」といふのは在沖外国人ということでしょうから、このところは、大体専門家は半年ぐらいを想定しておる。長くて半年ということとあります。

それから二十八ページの「海事代理人」、これも六月ぐらいで切りかえられると申してございませう。そういうことと申します。

○委員長(米田正文君) 本調査に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月九日)
一、沖縄地域における産業の振興開発等のため琉球政府に対する資金の貸付に関する特別措置法の一部を改正する法律案
三月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、沖縄の無条件全面返還等に関する請願(第一六三九号)(第一六九九号)(第一七三三号)(第一七六四号)(第一八〇六号)
一、沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願(第一六四〇号)(第一六四一号)(第一

六六四号)(第一六六五号)(第一六六六号)(一六八一号)(第一六九五号)(第一七三三三号)(第一七三七号)(第一七四三三号)

第一六三九号 昭和四十六年三月五日受理
沖縄の無条件全面返還等に関する請願(七通)
請願者 東京都江戸川区江戸川五ノ三七
高橋美恵子外三十四名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一六九九号 昭和四十六年三月八日受理
沖縄の無条件全面返還等に関する請願(六通)
請願者 東京都江戸川区船堀二ノ六ノ二二
森泉政広外五十名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一七三三三号 昭和四十六年三月九日受理
沖縄の無条件全面返還等に関する請願(五通)
請願者 東京都江東区大島六ノ一ノ二ノ七
〇五 千葉菊枝外四十五名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一七六四号 昭和四十六年三月十日受理
沖縄の無条件全面返還等に関する請願(六通)
請願者 東京都江東区塩浜二ノ六ノ三塩浜
保母家内 関葉子外四十六名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一八〇六号 昭和四十六年三月十一日受理
沖縄の無条件全面返還等に関する請願
請願者 東京都立川市高松町一ノ二六ノ二

三宅守外九名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一六四〇号 昭和四十六年三月五日受理
沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市船葉荘四ノ八ノ二
宇原原政幸外九十名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四一号 昭和四十六年三月五日受理
沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市戸内四九五 石原
昌明外百七十二名
須藤 五郎君
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六四号 昭和四十六年三月五日受理
沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市金楽寺二ノ八 上江
洲久外二十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六五号 昭和四十六年三月五日受理
沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市東七松町一ノ一ノ八
黒島安堵外二十五名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六号 昭和四十六年三月五日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市神崎一の坪五八ノ六

長峯かめ外二十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八一号 昭和四十六年三月六日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市杭瀬道場免九 津堅厚信外百六十八名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六九五号 昭和四十六年三月八日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市常光寺奥ノ坊二四二

松川寛吉外四十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一七三三号 昭和四十六年三月九日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市御所ノ前町一四ノ二

五 仲宗根信明外三十五名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一七三七号 昭和四十六年三月九日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東大島六ノ坪二三三七

照屋松外百八十三名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一七四三号 昭和四十六年三月九日受理

沖繩渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市高松町五ノ三 比嘉千加子外三十一名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

昭和四十六年四月十二日印刷

昭和四十六年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局